

- ②ふるさと納税にロゴス商品が使われて人気が出て納税が増えたが、何故外したか。しかし復活しているが国の指導や方針は。ふるさと納税によるロゴス商品の売り上げはその売り上げは城陽市にどれほど還元されたか。日時や国税の担当者名、並びに本市の問い合わせ担当者名

請求のありました標記の資料は以下のとおりです。

- ・ふるさと納税にロゴス商品が使われて人気が出て納税が増えたが、何故外したか。しかし復活しているが国の指導や方針は。

当時、国の地場産品基準が示される動きがあったため、ロゴス商品に限らず全品目について、寄附申込みを一旦停止のうえ、平成31年3月29日に新たに示された地場産品基準に基づき調査を行い、基準に適合した商品の寄附申込を再開したものです。

- ・ふるさと納税によるロゴス商品の売り上げは

平成30年度	20,932,000円
令和元年度	167,000円
令和2年度	17,967,000円
令和3年度	86,987,000円

- ・その売り上げは城陽市にどれほど還元されたか。

各年度ごとに、寄附額の総額から手数料及び返礼品代等の経費を差し引き、基金へ積立ており、個々の寄附に対する算定は行っていません。

- ・ 日時や国税の担当者名、並びに本市の問い合わせ担当者名

日時は問い合わせ内容が不明であり、国税の担当者はふるさと納税と直接関係がないため資料がありません。

なお、本市の問い合わせ担当は、企画管理部政策企画課政策企画係です。